改正

平成八年一二月二四日規則第八二号
平成九年四月一日規則第三〇号
平成一四年四月一日規則第七七号
平成一五年一月三一日規則第三七号
平成一六年四月一日規則第三四号
平成一七年三月三一日規則第一二四号
平成二五年三月一九日規則第二〇号
平成二六年三月二〇日規則第二〇号
平成二六年三月二〇日規則第二〇号
平成二六年三月二九日規則第二三号
平成二八年一〇月一九日規則第二三号
平成二八年一〇月一九日規則第二三号
中成三一年 三月二八日規則第二一号
令和 二年 三月二四日規則第二五号

岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則をここに公布する。

岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則

(総則)

第一条 この規則は、岐阜県長良川スポーツプラザ条例(平成五年岐阜県条例第十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請等)

- 第二条 条例第三条第一項の規定による使用の許可(以下「使用許可」という。)又は条例第六条 第一項の規定による特別の設備の許可(以下「特別設備許可」という。)を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、利用申込書(別記第一号様式)二通を知事(条例第十二条第三項の規定による指定があった場合は、指定管理者(同項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。)。以下この条から第四条までにおいて同じ。)に提出しなければならない。
- 2 前項の利用申込書は、使用しようとする日(引き続き二日以上使用する場合は、その最初の日。

以下「使用日」という。)の三月前からすることができる。ただし、国際的、全国的又は全県的なスポーツ大会に参加する際に使用する場合及び知事が指定する研修、合宿、集会等で使用する場合は、使用日の六月前から利用申込書を提出することができる。

(利用承認通知書等)

- 第三条 知事は、使用許可又は特別設備許可をしたときは、利用承認通知書(別記第一号様式の二)を申請者に交付するものとする。ただし、前条第一項の規定により提出された利用申込書の一通に承認済の印(別記第二号様式)を押印したものを交付することをもって利用承認通知書の交付に代えることができる。
- 2 知事は、条例第四条の規定により使用の許可をしなかったとき、又は条例第五条の規定により 使用の許可を取り消し、若しくは使用の停止を命じたときは、利用不承認(取消・停止)通知書 (別記第三号様式)を申請者に交付するものとする。

(使用許可の変更申請等)

- 第四条 使用許可又は特別設備許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、 利用承認変更申込書(別記第四号様式)を知事に提出しなければならない。
- 2 前条の規定は、前項の規定による使用(特別設備)許可変更申請の場合について準用する。 (附属施設設備等)
- 第五条 条例別表の附属施設設備等及び知事が定める額は別表のとおりとし、その利用時間は午前 九時から午後九時までとする。

(利用料金の承認)

第六条 指定管理者は、条例第七条第三項の規定により知事に利用料金の承認を申請するときは、 利用料金承認申請書(別記第五号様式)を提出しなければならない。

(利用料金の納入)

第七条 利用料金は、使用許可を受けた日から二十日以内(使用許可を受けた日から二十日以内に使用日が到来する場合にあっては、当該使用日まで)に全額納入するものとする。ただし、利用料金延納申請書(別記第六号様式)の提出があり、指定管理者がやむを得ないと認めたときは、その後に納入することができる。

(利用料金後納の取扱い)

第八条 指定管理者は、利用料金の納入が確実であると認められる場合に限り、期間を定めて、利用料金後納の取扱い(利用料金を使用日の属する月の翌月の指定管理者が指定する期日までに納入することをいう。以下同じ。)の承認をするものとする。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、利用料金後納申請書(別記第七号様式)を指定管理者に提出しなければならない。
- 3 指定管理者は、第一項の承認を受けた者が、利用料金を同項に規定する期日までに納入しない ときは、利用料金後納の取扱いを停止し、又は当該承認を取り消すことができる。

(利用料金の返還又は減免)

- 第九条 指定管理者は、条例第八条第三項ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、既納の利用料金から当該各号に定める額の利用料金を返還する。
  - 一 天変地異その他使用者の責めに帰することができない理由により岐阜県長良川スポーツプラザ(以下「スポーツプラザ」という。)を使用することができなくなったとき 全額
  - 二 使用日の七日前までに利用承認変更申込書及び利用料金返還申請書(別記第八号様式)の提 出があり、指定管理者が承認したとき 全額
  - 三 使用日の六日前から二日前までに利用承認変更申込書及び利用料金返還申請書の提出があり、 指定管理者が承認したとき 半額
- 2 条例第八条第四項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、使用許可の申請をする際に、利用料金減免申請書(別記第九号様式)を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 指定管理者は、前項の規定により利用料金の減免を承認したときは、利用料金減免承認書(別 記第九号様式)により申請者に通知するものとする。

#### 第十条から第十二条まで 削除

(指定管理者指定申請書に添付すべき書類等)

- **第十三条** 条例第十二条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
  - 一 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類
  - 二 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
  - 三 納税証明書
  - 四 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書、直近事業年度の事業報告書及び直近五事業年度の財務諸表
  - 五 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める書類 (指定管理者の届出)
- **第十四条** 条例第十二条第五項の規則で定める事項は、団体の代表者の氏名とする。

(準用)

第十五条 第五条及び第七条から第九条までの規定は、条例第十三条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(条例第七条第一項に規定する利用料金の収受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等で、知事が臨時にスポーツプラザの管理を行う場合について準用する。この場合において、「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(身体に障害がある者)

第十六条 条例別表備考第四号に規定する規則で定める者は、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者とする。

(委任)

**第十七条** この規則に定めるもののほか、スポーツプラザの管理に関し必要な事項は、知事が別に 定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表研修室、ミーティングルーム及びハイビジョンルームの項の規定は、平成五年十月四日から施行する。

附 則 (平成八年十二月二十四日規則第八十二号)

- 1 この規則は、平成九年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則 (平成九年四月一日規則第三十号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十四年四月一日規則第七十七号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十条を第十一条とし、第九条の次に一条を加える改正規定は、平成十四年五月一日から施行する。
- 2 改正後の岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則第八条の二の規定及び別記第五号様式の二は、平成十四年七月一日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成十五年一月三十一日規則第十一号)

1 この規則は、平成十五年二月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、 旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則(平成十六年四月一日規則第三十七号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十七年三月三十一日規則第二十四号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成十七年十月二十日規則第百二十四号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

**附 則**(平成二十五年三月十九日規則第七号)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則の 規定により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、この規則に よる改正後の岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま 使用することを妨げない。

附 則 (平成二十六年三月二十日規則第二十号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二十六年六月二十七日規則第六十五号)

この規則は、平成二十六年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年三月二十九日規則第二十三号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二十八年十月十九日規則第七十五号)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第三条及び別記第三号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月二十八日規則第二十一号)

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

附 則(令和二年三月二十四日規則第二十五号)

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記第七号様式により作成されている用紙

(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、この規則による改正後の別記第七号様式の 規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

### 附 則(令和三年三月三十一日規則第百二十二号)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

### 別表 (第五条関係)

		金額(円)											
区分	午前	午後	夜間	全日									
大会議室	五、五五〇	七、三三〇	六、七〇〇	一九、五八〇									
研修室	一、七八〇	二、四一〇	<u> </u>	六、二九〇									

備考 午前とは午前九時から午後一時まで、午後とは午後一時から午後五時まで、夜間とは午後 五時から午後九時まで、全日とは午前九時から午後九時までをいう。

## 別記

### 第1号様式(第2条関係)

31 1 1 1 1 X X (31 2 X	120117					-4-				
		利	用	申	込	書				
							4	F	月	日
岐阜県知事 杉	<b></b>									
		申込	者 住	所						
			氏	名						
						の場合) [	団体な	名及び	代表	者名
			拍	りがな		電話	(			)
次のとおり施記	ひの利用 を	き申し				- 2,,,,	,			
施設の名	3 称	利	用年月	日	利用時	持間(部屋	数)	備		考
附属施設設備等										
の名称及び数量										
利用の目的等										
使用料の額	施 設 附属施設	使		料						円 円
大力付り 観	合	X HX VIII ·	計	PT						円
特別設備の内容										
備考										

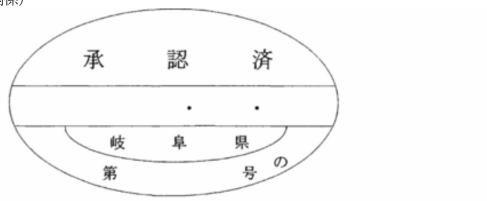
注 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「岐阜県長良川スポーツプラザ指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

第1号様式の2 (第3条関係)

		利	用	承	認	通	知	書					
										芽	3		号
										年	Ē	月	日
申込者	様												
							岐阜	早果知	1事				
次のとおり施設の利用を承認します。													
施設の名	3 称	禾	刊用年	F月 F	3	利	用時	間 (部	()	備		考	
附属施設設備等 の名称及び数量													
利用の目的等													
使用料の額	施 設附属施設		<b>请等</b> 位	を 用米	라 라								円 円 円
特別設備の内容													
利用上の注意													
備考													

注 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「岐阜県 長良川スポーツプラザ指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

## 第2号様式(第3条関係)



注 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「岐阜県」とあるのは「岐阜県長良川スポーツプラザ指定管理者」とする。

利用不承認(取消・停止)通知書

第 号 年 月 日

申込者 様

岐阜県知事

年 月 日付けで申込みのあった(承認をした)施設の利用は、次 により承認することができません(利用承認を取り消した・停止を命じます)ので 通知します。

承認の年月日及び番号	年	月	日	第	号
承 認 し な い (取消し・停止の) 理 由					

#### 備考

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。
- 注 指定管理者が通知する場合にあっては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「岐阜県長良川スポーツプラザ指定管理者」とし、備考については下記のとおりとする。
  - 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に審査請求をすることができます。
  - 2 この処分について不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として(訴訟において指定管理者を代表する者は となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

岐阜県知事	兼	利用:申込者	氏名	者が団(	本の場合		F ) 名及びf		
年 て、次のとおり3	月 変更の申記		第				設の利	対用につい	`
施設の多	名 称	利用	年月日	利用	時間(部	屋数)	備	考	
附属施設設備等 の名称及び数量									
利用の目的等									
使用料の額	施 設附属施記合	设設備等	用料使用料計					円 円 円	]
特別設備の内容									
変更の理由									
備考									

## 添付書類 利用承認通知書

注 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「岐阜県 長良川スポーツプラザ指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

# 利用料金承認申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請団体住所申請 団体名代表者名

次のとおり利用料金を承認されるよう申請します。

施設名又は設備名	
区 分	
利 用 料 金 額	
利用料金設定の理由	
備考	

注 必要があれば、区分等について一覧表を作成し、添付すること。

	利用料金延新		÷ # #										
岐阜県長良川スポーツ	プラザ指定管理者 🤄		年 月 日										
申請者	住所												
	氏名												
	エッルル	場合)団体名及び代記 電話(	表 <b>者</b> 名 )										
次のとおり施設の利用料金の延納を申請します。													
施設の名称	利用年月日	利用時間(部屋数)	備 考										
附属施設設備等 の名称及び数量													
利用の目的等													
利用料金の額 施設 附属施設 合	利用料金設備等利用料金計		田田田										
申請の理由													
納入予定日	年 月	∄											
備考													

注 知事がスポーツプラザの管理を行う場合にあっては、この様式中「岐阜県長良川スポーツプラザ指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金」とあるのは 「使用料」とする。

## 第7号様式 (第8条関係)

																			$\overline{}$
						利	用	料	金 徇	<b>炎</b> ;	納申	請	書		_	_	<b>-</b>	_	
															年	F-	月	日	
Ų	支阜!	具長.	良川)	スポ・	ーツ	プラ	ザ指	定	き理:	者	様								
				申請	青者	住店	折												
						氏。	名												
	(申請者が団体の場合)団体名及び代表者名																		
							, n	ħ									-	\	
						担旨	日有	- <u>F</u>			電話	1 (						)	
ľ	次の3	<u>∟</u> お	り利り	<b>∄料</b> 3	金の	後納-	の存	認る	上申	清し	ょます								
	区			分	1	団1	本	2	個人	λ									
団	샹	Ŋ	が	な															
団体及び個人	団	ſ	<b>*</b>	名															
個	샹	Ŋ	が	な															
X	氏	の場合(	<b>法代表者</b>	名															
玉て	電記	音番号	<b>事(</b> 国	団体	・自さ	包)										内約	ŧ.		
(全て記入)	F	A 2	¥ X	뮺			•			捞	带電話	番号	(団体	・個人	)		•		
$\circ$	住			所	₹														
	-	1体	・自与								メー)	レアト	・レス						$\neg$
個 人	生	年	月	目							年	月		目					
	충	Ŋ	が	な															
団		\Fe	٠.																$\neg$
体	担	当	者	名							メー)	レアト	・レス			_			
	電	話	番	뮹											ľ	対線			
期				間															$\neg$
								_	_	_	_	_		_		_	_		_

注 知事がスポーツプラザの管理を行う場合にあっては、この様式中「岐阜県長良川スポーツプラザ指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

		利用	料 金	返還	申請			_					
岐阜県長良川ス2	te 11) =	プラザ指	守管理	きょ	ž		年	月	日				
			J.C. 6-44	-111	ar.								
	申請者												
		氏名 (申請 担当者	者が団 名	体の# 1	易合) 団 電話(	1体名及び代	表者名	á	)				
次のとおり利用料金の返還を申請します。													
施設の名和	尔	利月	1年月	甘	利用時	間(部屋数)	備		考				
附属施設設備等 の名称及び数量													
利用の目的等													
承認の年月日 及 び 番 号			年	月	日	第		뮥					
納 大 済 利用料金の額	施設附属施	利用 設設備等 合	料 金 利用料金 計						円円円				
返還を受けよう と す る 額	附属施	利用 設設備等 合	料 金 利用料金 計						円円円				
申請の理由													
後日の利用料金に 充当することの 有 無	1 3 2 3	充当する 充当しな	。 年 い。	月	目に申	込みをした	利用料	全にす	节当				
備考													

注 知事がスポーツプラザの管理を行う場合にあっては、この様式中「岐阜県長良川スポーツプラザ指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

		利用料金減免	申請	(承認) 書	,	<del>-</del>	<b>#</b>	н				
岐阜県長良川スス	ポーツこ	プラザ指定管理者	<b>新</b> 木	兼	2	丰	月	日				
E	申請者	住所										
		氏名 (申請者が団作 担当者名		易合) 団体名及 電話(	び代記	麦者名	i	)				
次のとおり利用料金の減免を申請します。												
施設の名和	尓	利用年月日	∄	利用時間(部屋	数)	備		考				
附属施設設備等 の名称及び数量												
利用の目的等												
利用料金の額	附属施	刊 用 料 金 設設備等利用料金 計						田田田				
減免を受けよう と す る 額	施設附属施	設設備等利用料金 合計						円円円				
納 入 す る 利用料金の額	施設附属施	利用料金 設設備等利用料金 計						田田田				
申請の理由												
備 考												

上記申請のとおり承認します。

年 日 日

岐阜県長良川スポーツプラザ指定管理者

注 知事がスポーツプラザの管理を行う場合にあっては、この様式中「岐阜県長良川スポーツプラザ指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。